



別記
第1号様式 (第11条、第13条、第14条関係)

事業者排出量削減計画書 (新規・**変更**)

(あて先) 京都府知事 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3	平成18年5月18日 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印) 国立国会図書館関西館 館長 和中 幹雄 電話 0774 - 9816
---	---

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	図書館			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	不要な場所及び時間帯の消灯、空調機設定温度の徹底及び運転時間の見直し、廃棄物の発生の抑制及びリサイクルの推進等により温室効果ガスの総排出量を10%削減することを目標とする。			
推進体制	内規により節約推進本部を設置してある。今回の地球温暖化対策においてもこの本部体制を活用する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18	空調熱源	熱源運転の適正化し、ガスで4.9%、電気で1.2%使用量を削減する。	
	18	照明	共用部分の照明時間の短縮及び間引き点灯し電力で0.5%使用量を削減する。	
	18~19	空調	空調の省エネ運転し、ガスで27.0%、電気で5.5%使用量を削減する。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (17)年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (19)年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	5,171.731 t	5,770.33 t	11.6 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 t	*2 t	%
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画) 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量) t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量) t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量) t
		(熱供給量)	GJ	(削減量) t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量) t
	削減量等合計			*3 t
差引排出量 (排出合計 - 削減等合計)	*1	5171.731 t	(*)2-(*)3 5770.33 t	削減率 (計画) 11.6 %
特記事項				
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度 (1990年度) を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。